

栗山町景観計画



平成25年7月

北海道 栗山町

ふるさと栗山の景観への思い

私たちの住む栗山町は、国蝶オオムラサキが舞う御大師山をはじめ、多様な水生生物の生息する夕張川などの優れた自然に恵まれ、なだらかに連なる丘陵やのどかに広がる田園風景が、四季折々に多彩な表情を見せる農村景観の豊かな町です。

この豊かな景観は、地域の歴史や文化、気候風土を反映した人々の暮らしや産業の営みが自然や風景と重なり合って培われるもので、栗山町に暮らす人々の意思や価値観が栗山らしい形となって現れてくるものです。

良好な景観は、地域に暮らす人々に、潤いや豊かさをもたらすとともに、まちや暮らしに対する愛着と誇りを育み、この地域に住み続けたいと思う心や、後世に良好な景観を残していこうとする活動の源となります。また、訪れる人々の心を魅了し、もう一度訪れたいと感じさせる魅力となるほか、観光資源や地場産品の付加価値を高めるなど、栗山町全体のブランド力を高める効果を有しています。

このように、良好な生活環境の形成や交流人口の拡大、観光、産業の活性化に大きな役割を担う景観づくりの取り組みは、「まちづくり」そのものであるとも言えます。

「栗山町景観計画」は、景観に配慮したまちづくりを進める指針としてここに策定しました。

先人達が創り上げてきた「ふるさと栗山」の景観を、栗山町を愛するすべての人々にとってかけがえのない共有財産であるものと認識し、町民、事業者、行政が一体となって、“まもり”、“ととのえ”、“つくり”、“はぐくむ”ことを実践しながら、より一層美しく調和のとれたものに育て、次世代に引き継ぎ、子供たちや、未来を生きる世代が誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思える景観づくり、まちづくりを目指していきます。

平成25年7月

目 次

序 章 景観計画の目的・区域

- 1 景観計画の背景と目的 1
- 2 景観計画の区域 -法第8条第2項第1号関係- 4

第1章 栗山町の景観資源の特性と課題

- 1 栗山町の景観資源 5
- 2 栗山町の景観特性と課題 9

第2章 栗山町景観づくり形成に関する方針 -法第8条第3項関係-

- 1 基本的な考え方 11
- 2 景観形成の基本方針・施策の基本方向 13
- 3 重点区域の景観形成方針 22

第3章 良好な景観形成のための必要な事項

- 1 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 -法第8条第2項第2号関係- 23
- 2 景観重要建造物・樹木の指定に関する事項 -法第8条第2項第3号関係- 26
- 3 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 26
- 4 公共施設の景観形成に関する事項 27
- 5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針 27
- 6 景観協定の活用 28

参考資料

- 1 計画策定の体制と経緯 30
- 2 景観法に基づく行為の届出 33

(法条文は景観法を示す)